

令和 7 年第 4 回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 16 号	甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 7 年 9 月 25 日	原案可決
議案第 17 号	甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 7 年 9 月 25 日	原案可決
議案第 18 号	令和 6 年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 7 年 9 月 25 日	認定
議案第 19 号	令和 7 年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）	令和 7 年 9 月 25 日	原案可決

議案第 16 号

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年9月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

令和7年10月1日に施行となる「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正により、仕事と子育ての両立支援が強化されることに伴い、本組合においても、子を養育する職員の柔軟な働き方を推進するため所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年甲賀郡行政事務組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の 2 任命権者は、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年甲賀郡行政事務組合条例第 2 号）第23条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例第23条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条の2及び第18条の3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 17 号

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年9月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

令和7年10月1日に施行となる「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」により部分休業に新たな取得形態が追加され、職員がいずれかを選択できるようになることに伴い、本組合においても、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更

(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「職員(会計年度任用職員を除く。)」が」を「職員が育児休業法第19条第1項に規定する」に改め、同条第2項を削る。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 18 号

令和6年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年9月25日 認定

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

令和6年度（2024年度）

甲賀広域行政組合 一般会計

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 分担金及び負担金		2,764,880,000	2,764,868,000
	1. 負担金	2,764,880,000	2,764,868,000
2. 使用料及び手数料		361,553,000	360,326,970
	1. 使用料	881,000	936,400
	2. 手数料	360,672,000	359,390,570
3. 国庫支出金		1,335,000	1,335,922
	1. 国庫補助金	1,335,000	1,335,922
4. 県支出金		8,550,000	8,762,656
	1. 県負担金	8,550,000	8,762,656
5. 繰越金		43,271,000	43,271,833
	1. 繰越金	43,271,000	43,271,833
6. 諸収入		176,250,000	179,721,905
	1. 預金利子	3,000	236,346
	2. 雑入	176,247,000	179,485,559
7. 組合債		184,400,000	184,400,000
	1. 組合債	184,400,000	184,400,000
8. 財産収入		340,000	347,908
	1. 財産売却収入	340,000	347,908
歳 入 合 計		3,540,579,000	3,543,035,194

歳入歳出決算書

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,764,868,000	0	0	△12,000
2,764,868,000	0	0	△12,000
360,326,970	0	0	△1,226,030
936,400	0	0	55,400
359,390,570	0	0	△1,281,430
1,335,922	0	0	922
1,335,922	0	0	922
8,762,656	0	0	212,656
8,762,656	0	0	212,656
43,271,833	0	0	833
43,271,833	0	0	833
179,721,905	0	0	3,471,905
236,346	0	0	233,346
179,485,559	0	0	3,238,559
184,400,000	0	0	0
184,400,000	0	0	0
347,908	0	0	7,908
347,908	0	0	7,908
3,543,035,194	0	0	2,456,194

歳出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		838,000
	1. 議会費	838,000
2. 総務費		112,167,000
	1. 総務管理費	111,802,000
	2. 監査委員費	365,000
3. 衛生費		1,083,967,000
	1. 清掃費	1,083,967,000
4. 消防費		2,091,605,000
	1. 消防費	2,091,605,000
5. 公債費		249,142,000
	1. 公債費	249,142,000
6. 予備費		2,860,000
	1. 予備費	2,860,000
歳 出 合 計		3,540,579,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
661,460	0	176,540	176,540
661,460	0	176,540	176,540
110,021,109	0	2,145,891	2,145,891
109,802,288	0	1,999,712	1,999,712
218,821	0	146,179	146,179
1,078,329,677	0	5,637,323	5,637,323
1,078,329,677	0	5,637,323	5,637,323
2,083,968,735	0	7,636,265	7,636,265
2,083,968,735	0	7,636,265	7,636,265
248,933,037	0	208,963	208,963
248,933,037	0	208,963	208,963
0	0	2,860,000	2,860,000
0	0	2,860,000	2,860,000
3,521,914,018	0	18,664,982	18,664,982

歳 入 総 額

歳 出 総 額

歳 入 歳 出 差 引 残 金

3, 543, 035, 194 円

3, 521, 914, 018 円

21, 121, 176 円 但し、翌年度へ繰越

令和 7 年 9 月 25 日 提 出

甲賀広域行政組合 管理者 松 浦 加 代 子

議案第 19 号

令和7年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

令和7年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,944千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,717,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和7年9月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 谷 永 兼 二

提案理由

職員異動等による人件費見込み、契約の確定等による歳入歳出予算の補正措置、また、債務負担行為を追加するもの。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		3,162,350 千円	△21,565 千円	3,140,785 千円
	1. 負担金	3,162,350	△21,565	3,140,785
4. 繰越金		9,500	11,621	21,121
	1. 繰越金	9,500	11,621	21,121
補正されなかった款に係る額		555,727		555,727
歳入合計		3,727,577	△9,944	3,717,633

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		119,520 千円	28,897 千円	148,417 千円
	1. 総 務 管 理 費	119,009	28,897	147,906
3. 衛 生 費		1,155,626	△30,593	1,125,033
	1. 清 掃 費	1,155,626	△30,593	1,125,033
4. 消 防 費		2,117,680	△8,429	2,109,251
	1. 消 防 費	2,117,680	△8,429	2,109,251
5. 公 債 費		330,773	181	330,954
	1. 公 債 費	330,773	181	330,954
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		3,978		3,978
歳 出 合 計		3,727,577	△9,944	3,717,633

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）の購入	令和7年度から令和8年度まで	千円 79,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	3,162,350	△21,565	3,140,785
2. 使用料及び手数料	357,881	0	357,881
3. 県支出金	9,230	0	9,230
4. 繰越金	9,500	11,621	21,121
5. 諸収入	172,916	0	172,916
6. 組合債	14,500	0	14,500
7. 財産収入	1,200	0	1,200
歳入合計	3,727,577	△9,944	3,717,633

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1. 議 会 費	978	0	978					
2. 総 務 費	119,520	28,897	148,417				28,897	
3. 衛 生 費	1,155,626	△30,593	1,125,033				△30,593	
4. 消 防 費	2,117,680	△8,429	2,109,251				△8,429	
5. 公 債 費	330,773	181	330,954				181	
6. 予 備 費	3,000	0	3,000					
歳 出 合 計	3,727,577	△9,944	3,717,633				△9,944	

2. 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 議会関係負担金	978	△177	801	1. 議会関係負担金	△177	
2. 総務関係負担金	119,005	26,286	145,291	1. 総務関係負担金	26,286	
3. 清掃関係負担金	870,772	△30,336	840,436	1. 清掃関係負担金	△30,336	
5. 消防関係負担金	2,136,899	△17,338	2,119,561	1. 消防関係負担金	△17,338	
計	3,162,350	△21,565	3,140,785			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	9,500	11,621	21,121	1. 繰越金	11,621	
計	9,500	11,621	21,121			

1. 清掃総務費	338,601	△29,336	309,265				△29,336	2. 給料	△12,500	
								3. 職員手当等	△9,506	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当

										期末手当 △3,500 勤勉手当 △3,237 児童手当 △1,020
								4. 共済費	△8,330	県共済組合負担金 △6,100 県職員互助会負担金 △50 県退職手当組合負担金 △2,550 社会保険料 370
								22. 償還金利子 及び割引料	1,000	汲み取り券制度廃止に伴う払い 戻し返還金
2. し尿処理費	125,131	△1,257	123,874				△1,257	10. 需用費	△1,257	薬剤費
計	1,155,626	△30,593	1,125,033				△30,593			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,870,223	△8,429	1,861,794				△8,429	18. 負担金補助 及び交付金	△8,429	派遣職員負担金
計	2,117,680	△8,429	2,109,251				△8,429			

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

2. 利子	13,537	181	13,718				181	22. 償還金利子 及び割引料	181	消防 (経常)
計	330,773	181	330,954				181			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

[illegible]

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	234 (1)	0	888,850	633,377	1,522,227	441,970	1,964,197	
補正前	235 (1)	0	892,089	635,506	1,527,595	445,922	1,973,517	
比 較	△1 (0)	0	△ 3,239	△ 2,129	△ 5,368	△ 3,952	△ 9,320	

注 職員数（ ）内は、短時間勤務職員数を外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管 理 職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 特別勤務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	195,710	177,902	40,548	27,893	20,752	35,234	9,675	50,774	487	9,568	51,396	13,438
	補正前	197,181	179,044	40,860	27,990	20,829	34,264	9,675	50,774	487	9,568	51,396	13,438
	比 較	△ 1,471	△ 1,142	△ 312	△ 97	△ 77	970	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	2 (0)	0	4,512	2,547	7,059	2,381	9,440	
補正前	2 (0)	0	4,512	2,547	7,059	2,381	9,440	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

注 職員数（ ）内は、短時間勤務職員数を外書き

[illegible]

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 3,239	千円			
		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,239	職員の異動等によるもの	
職員手当	△ 2,129	制度改正に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,129	職員の異動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
令和7年8月1日現在	平均給料月額 (円)	316,963
	平均給与月額 (円)	408,187
	平 均 年 齢 (歳)	39.5
令和6年8月1日現在	平均給料月額 (円)	298,769
	平均給与月額 (円)	383,852
	平 均 年 齢 (歳)	39.0

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和7年8月1日現在	高 校 卒	188,000	188,000
	大 学 卒	213,600	220,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数（人）	構成比（％）
令和7年8月1日現在	1 級	62	27
	2 級	23	10
	3 級	20 (1)	9
	4 級	61 (1)	26
	5 級	29	13
	6 級	28	12
	7 級	7	3
	計	230 (2)	100
令和6年8月1日現在	1 級	65 (1)	28
	2 級	24	11
	3 級	19 (1)	8
	4 級	63	28
	5 級	26	11
	6 級	28	12
	7 級	5	2
	計	230 (2)	100

注 職員数（ ）内は、短時間勤務職員数を外書きし、会計年度任用職員数を除く。

（級別の標準的な職務内容）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 主 幹 専 門 員	課長補佐 所長補佐 室長補佐	室 長 参 事 課 長 担当課長 所 長	次 長 事務審議官 事務統括官 事務局長
消 防 職	主 事 消 防 士 消防副士長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	室 長 参 事 副 署 分 署 課 長 担当課長 署 長	次 長 事務審議官 事務統括官 消 防 長

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種
				行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		234 (1)	234 (1)
	昇給に係る職員数 (B) (人)		215	215
	号給数別内訳	2号級 (人)	0	0
		3号級 (人)	9	9
		4号級 (人)	206	206
	比 率 (B) / (A) (%)		91.9	91.9
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		235 (1)	235 (1)
	昇給に係る職員数 (B) (人)		215	215
	号給数別内訳	2号級 (人)	0	0
		3号級 (人)	9	9
		4号級 (人)	206	206
	比 率 (B) / (A) (%)		91.5	91.5

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書きし、会計年度任用職員数を除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	
補 正 前	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	
国の制度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	

注 支給率 () 内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	管内	東京都特別区
支 給 率 (%)	3.0	17
支給対象職員数 (人)	234 (1)	0
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3 ～ 6	20

注 職員数 () 内は、短時間勤務職員数を外書きし、会計年度任用職員数を除く。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		行政職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	1.1	1.1
支給対象職員の比率 (%) (令和7年8月1日現在)	94.4	94.4
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当、 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当	

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
ごみ処理施設運転管理業務委託	550,000	令和5年度から 令和6年度まで	55,000	令和7年度から 令和8年度まで	110,000	0	0	0	110,000
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	76,560	令和5年度から 令和6年度まで	20,295	令和7年度から 令和8年度まで	40,590	0	0	0	40,590
し尿処理施設運転管理業務委託	93,060	令和5年度から 令和6年度まで	27,192	令和7年度から 令和8年度まで	54,384	0	0	0	54,384
令和7年度 触媒ろ布の購入	39,930	令和6年度	0	令和7年度	38,624	0	0	0	38,624
2tダンプの購入	7,592	令和6年度	0	令和7年度	7,452	0	0	0	7,452
施設整備基本構想及び委員会運営支援業務委託	34,431	令和6年度	6,600	令和7年度から 令和8年度まで	19,800	0	0	0	19,800
市指定ごみ袋取扱い業務	79,750	令和6年度	0	令和7年度	73,548	0	0	73,548	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	33,050	令和6年度	0	令和7年度	24,057	0	0	0	24,057
令和7年度 焼却施設定期点検整備工事	108,324	令和6年度	0	令和7年度	107,580	0	0	0	108,324
ごみ処理施設用薬剤の購入	78,004	令和6年度	0	令和7年度	78,004	0	0	0	78,004
し尿処理施設用薬剤の購入	17,823	令和6年度	0	令和7年度	17,823	0	0	0	17,823
3系・予備噴射水加圧ポンプ更新修繕	4,800	令和6年度	0	令和7年度	4,158	0	0	0	4,158
湖南中央消防署整備基本設計業務委託	24,750	令和6年度	0	令和7年度	23,650	0	0	0	24,750
令和8年度触媒ろ布の製造	42,486			令和7年度から 令和8年度まで	41,237	0	0	0	42,486
市指定ごみ袋取扱い業務	91,713			令和7年度から 令和8年度まで	91,713	0	0	91,713	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	34,430			令和7年度から 令和8年度まで	34,430	0	0	0	34,430
ごみ処理施設用薬剤の購入	87,051			令和7年度から 令和8年度まで	87,051	0	0	0	87,051
し尿処理施設用薬剤の購入	20,769			令和7年度から 令和8年度まで	20,769	0	0	0	20,769
水槽付消防ポンプ自動車(Ⅰ－B型)の購入	79,200			令和7年度から 令和8年度まで	79,200	0	0	0	79,200